



# 平成 24 年度『ALL 関西「食」輸出推進事業』の募集を開始します!

ALL 関西「食」輸出戦略会議は、関西国際空港を活用した「食」輸出の拡大を目的として、民間企業の取組を支援する「ALL 関西「食」輸出推進事業」を実施することとなりましたので、別紙の通り事業の募集を開始いたします。

本事業は、新関西国際空港株式会社が構成団体の一員となっている「ALL 関西「食」輸出戦略会議」の取組の一環として実施されるものです。詳細については下記までお問い合わせください。

# 【本件応募に関する問い合わせ先】

ALL 関西「食」輸出戦略会議 事務局 (新関西国際空港株式会社 航空営業部 貨物営業グループ) 担当:高橋・辻 TEL:072-455-2038

※1 ALL 関西「食」輸出戦略会議は、関西国際空港を活用した「食」輸出の拡大を目的として、公益社団法人 関西経済連合会、大阪商工会議所、農林水産省近畿農政局、経済産業省近畿経済産業局、国土 交通省近畿運輸局、独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部、独立行政法人 中小企業基盤整備機構 近畿支部、関西地域振興財団、新関西国際空港株式会社、関西国際空港全体構想促進協議会にて設置した会議体。

# 平成 24 年度 ALL 関西「食」輸出推進事業の募集について

ALL 関西「食」輸出戦略会議(議長:住田 弘之 新関西国際空港㈱ 執行役員)は、関西国際空港を活用した「食」輸出の拡大を目的として、事業者主体による「ALL 関西「食」輸出推進事業」を実施することとしましたので、下記の通り事業を募集します。

記

# 1. 趣旨

関西国際空港を利用した、事業者主体による、産業界のニーズに的確に対応した独自性の高い、「食」 輸出事業サービスの開発とその商業化を促進することにより、関西経済の活性化、関空の「食」輸 出拠点化に寄与する民間事業者の取り組みを支援します。

# 2. 認定特典

推進事業に選定された事業については、ALL 関西「食」輸出戦略会議による告知活動など事業普及・拡大のための助成を含めた各種支援を行います。

# 3. 募集期間

平成 25 年 1 月 10 日 (木) ~平成 25 年 2 月 28 日 (木) 17:00 必着

### 4. 応募条件

- ・関西国際空港を利用した関西の「食」輸出拡大及び拠点化に寄与する事業であること。
- ・平成25年度内に事業を開始し、かつ事業に一定の継続性が認められること。
- ・実施事業について、適時の情報提供、成果の公表が出来ること。

### 5. 応募要項、応募方法等

応募に関する詳細につきましては、別紙「募集要領」をご参照いただくか、下記応募事務局までお 問い合わせください。

(応募事務局) ALL 関西「食」輸出戦略会議 事務局 (新関西国際空港株式会社 航空営業部内) 担当:髙橋・辻 TEL: 072-455-2038

以上

# 平成 24 年度 ALL 関西「食」輸出推進事業 募集要領

平成 25 年 1 月 10 日

### 1. 目的

関西国際空港を利用した、事業者主体による、産業界のニーズに的確に対応した独自性の高い、「食」 輸出事業サービスの開発とその商業化を促進することにより、関西経済の活性化、関空の「食」輸出 拡大、拠点化に寄与する民間事業者の取り組みを支援します。

# 2. 募集対象

- (1)「食」輸出に携わる生産者・卸売業者・商社・物流事業者
- (2)(1)の事業者を代表とする協議会等の団体
- (3) その他、適当と認められる事業者

### 3. 事業条件

- (1) 関西国際空港を利用した「食」輸出拡大、拠点化に寄与する事業であること
- (2) 平成25年度内に事業を開始し、かつ事業に一定の継続性が認められること
- (3) 実施事業について、適宜の情報提供、成果(取扱物量・事例・効果等)の公表ができること

# 4. 募集テーマ

(1) 関西国際空港を利用した「食」輸出拡大、拠点化に寄与する事業

# 5. 応募方法

別紙「平成 24 年度 ALL 関西「食」輸出拡大事業認定申請書」に必要事項を記入の上、必要添付書類と合わせて、新関西国際空港㈱内の応募事務局宛てにご提出ください。

# 6. 認定方法

応募された事業について、「ALL 関西「食」輸出推進事業認定委員会」において事業内容を審査の 上認定を決定します。評価基準は別紙「ALL 関西「食」輸出推進事業評価委員会評価基準」をご参 照ください。

必要に応じて、収支計画、物流見込等をお伺いする場合があります。

# <スケジュール(予定)>

平成25年1月10日 応募受付開始(~2月28日募集締め切り)

平成25年3月上旬 モデル事業認定可否決定

平成26年3月上旬 モデル事業実施(中間)報告

- ※審査期間時の必要に応じて、別途申請者より申請内容に基づき事業概要などを委員会等にご説明いただく場を設ける予定です。
- ※ご提出いただいた申請書及び添付資料につきましては、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

### 6. 結果の通知

認定された事業者にのみ、募集締切日より1か月以内に認定通知を送付いたします。

# 7. 支援例

- (1) 国関係機関等が実施する補助事業への共同提案
- (2) 地元自治体、経済界、新関西国際空港㈱等が実施するセミナーでのプレゼンテーション
- (3) 国際物流戦略チームや新関西国際空港のウェブサイト及び広報誌等への認定事業優先露出
- (4) 認定事業者が実施する営業媒体等へのモデル認定事業の表記
- (5) 地元自治体、経済界等による調査費用、事業費用の助成 ※助成には一定の基準があります。詳細はお問い合わせください。

#### 8. その他

「食」輸出推進事業において、物流に関する提案の場合は、別途国際物流戦略チームが実施する 「平成 24 年度関空物流ニュービジネスモデル」での応募とさせていただきます。

(申請書提出先・応募に関するお問い合わせ窓口)

新関西国際空港株式会社 航空営業部 担当:高橋・辻

TEL: 072-455-2038 FAX: 072-455-2057

MAIL: k-takahashi@nkiac.co.jp 又は r-tsuji@nkiac.co.jp

印

# ALL 関西「食」輸出戦略会議

申請者名 代表者名

# 平成 24 年度 ALL 関西「食」輸出推進事業 認定申請書

ALL 関西「食」輸出推進事業の認定を下記の通り申請します。

	記
1. 事業名称または商品名	
2. 事業概要(具体的に)	
3. 事業期間	
4. 対象国	
5. 対象品目・予想される	
物量等	
(参考)ALL 関西「食」輸出	
戦略会議へ期待するサ	
ポート	

連絡先	所在地: 〒				
	担当部署•役職氏名:				
	Tel:	Fax:			
	E-mail:				

# 添付書類:

# 事業企画書

(注1)事業企画書の様式は自由です。

(注2)事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記述してください。

# ALL 関西「食」輸出戦略会議

申請者名 代表者名

印

# 平成 24 年度 ALL 関西「食」輸出推進事業認定申請書

ALL 関西「食」輸出推進事業の認定を下記の通り申請します。

記

1. 事業名称または商品名	関西国際空港を利用した東南アジア向け「食」輸出拡大事業		
2. 事業概要(具体的に)	〇年〇月 物産展の開催 〇年〇月 有望商材における継続取引獲得のためのフェア実施 〇年〇月 〇〇が主催するセミナーへの参加		
	等		
3. 事業期間	〇年〇月~〇年〇月		
4. 対象国	タイ、・・・・・・・		
5. 対象品目・予想される物量等	近江牛・神戸牛:週1便 200 kg 〇〇円 鮮魚 :週1便 200 kg 〇〇円 フルーツ・野菜:週1便 200 kg 〇〇円 年間 50-100トン程度を想定		
(参考)ALL 関西「食」輸出	○○が募集する○○補助制度への共同提案		
戦略会議へ期待するサポート	セミナー等への優先出展等		

連絡先	所在地:〒			
	担当部署•役職氏名:			
	Tel:	Fax:		
	E-mail:			

# 添付書類:

# 事業企画書

- (注1)事業企画書の様式は自由です。
- (注2)事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記述してください。

# ALL 関西「食」輸出推進事業評価委員会 評価基準

### 【評価・採択基準】

ALL 関西「食」輸出推進事業の評価については、以下の項目について、提出書類及びプレゼンテーション等に基づき総合的に判断し、認定事業の採択を決定する。

#### 評価項目

- ①継続性が認められ、物量が見込めるかどうか
- ②輸出する品目が具体的であるか
- ③海外での販路が具体的であるか
- ④事業の実施体制が明確であるか

### 【各評価項目の採点方法】

# ① 継続性・物量

# 採点基準

- ・ 関西国際空港を利用した「食」輸出拡大・物量が具体的に見込める
- ・関西国際空港を利用した「食」拠点化が具体的に見込める
- ・事業の計画が具体的である
- 事業の遂行能力を有しており、安定的に事業を実施できる
- ・事業遂行上の手法は適切である
- ・翌年度以降も事業を継続する見込みがある
- ・異なる業種の事業者が連携した取り組みである
- ・関西、各府県広域的な取り組みである

など

# ② 品目

# 採点基準

- ・ 輸出する品目が具体的である
- ・ 輸出する品目の安定供給が見込まれる。
- ・ 輸入国の趣向を理解した品目である。

など

### ③ 海外販路

### 採点基準

- ・海外販路が具体的である
- ・海外販路拡大の具体的調査を行うことが出来る。

# ④ 事業の実施体制

	採 点 基 準	
・事業の実施体制が適確である		など

以 上